

マツダ自動車保険 スカイプラス 特典内容（ボディリペア補償）改定のご案内

2026年9月1日より、マツダ自動車保険「スカイプラス」の特典内容（ボディリペア補償）を改定します。お客さまの自動車保険の始期日に関係なく、以下の通り改定となりますので、ご案内申し上げます。

改定内容 補償限度額を拡大

改定前	自家用普通乗用車／自家用小型乗用車	自家用軽四輪乗用車
	6万円 まで（自己負担額2万円） ※修理金額が税込6万円までに限る	3万円 まで（自己負担額1万円） ※修理金額が税込3万円までに限る
改定後	自家用普通乗用車／自家用小型乗用車	自家用軽四輪乗用車
	10万円 まで（自己負担額2万円） ※修理金額が税込10万円までに限る	5万円 まで（自己負担額1万円） ※修理金額が税込5万円までに限る

改定時期 事故日によって特典内容が改定

	2026年8月31日 <u>以前</u> の事故	2026年9月1日 <u>以降</u> の事故
普通車	補償限度額 6万円	補償限度額 10万円
軽自動車	補償限度額 3万円	補償限度額 5万円

マツダ自動車保険 スカイラス(ボディリペア)サービス約款 <2026年9月以降適用版>

本約款は「マツダ自動車保険スカイラス(ボディリペア) 加入証兼サービス依頼書」(以下「加入証兼サービス依頼書」といいます)に記載された加入者様の同書記載の自動車(以下「対象自動車」といいます)に対して、以下の条項に従って提供されます。

第1条【スカイラス(ボディリペア)のサービス提供条件】

1. マツダ(株)の特約販売会社(以下「マツダ販売」といいます)の各マツダ販売ごとのスカイラス(ボディリペア)導入日以降に初度登録日(軽自動車の場合は初回届出日)*となる対象自動車を被保険自動車とし、初度登録日(軽自動車の場合は初回届出日)から5年後の応当日前日24時までには当該マツダ販売を取扱代理店、引受保険会社を三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社のいずれかとした自動車保険(以下「対象自動車保険」といいます)に加入された加入者様(フリート契約者を除く)にスカイラス(ボディリペア)を提供いたします。

※初度登録日

初度登録日(軽自動車の場合は初回届出日)の日付が確認できない場合は、初度登録年月の初日と読み替えます。

本サービス規約において、以下同様とします。

2. 前項に規定する対象自動車は、マツダ販売で販売された車両(正規取扱いマツダ車)及び他メーカーの車両*とし、且つ次の各号のいずれかの用途車種区分に該当するものに限ります。

- (1) 自家用普通乗用車
- (2) 自家用小型乗用車
- (3) 自家用軽四輪乗用車

※他メーカー車両がサービス対象となるのは「他メーカー車両へのサービス提供に参画したマツダ販売で保険加入された場合」に限ります。

第2条【スカイラス(ボディリペア)の対象期間】

1. 対象自動車の初度登録日(軽自動車の場合は初回届出日)の午前0時から5年後の応当日前日24時をスカイラス(ボディリペア)の対象期間とします。

2. 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、スカイラス(ボディリペア)の提供を受けることはできません。

- (1) 対象自動車保険への加入(保険期間初日または対象自動車への車両入替日)前に発生した損害
- (2) 対象自動車保険への加入後に当該自動車保険が解約(加入販売またはスカイラス(ボディリペア)取扱販売での中途更改による解約は除く)、失効(復活した場合は除く)となった場合、あるいはスカイラス(ボディリペア)取扱いの無い販売や、マツダ販売以外へ加入先を切り替えた場合
- (3) 対象自動車が譲渡等により、加入者様が所有(または使用)者でなくなった場合
- (4) 対象自動車が日本国外にある場合

第3条【スカイラス(ボディリペア)の種類および内容】

1. 前条(スカイラス(ボディリペア)の対象期間)に定める期間中に、日本国内において偶発的な事故または人為的に第三者によりなされた損傷(以下総称して「事故等」といいます)により、対象自動車のボディ部分に損傷が生じた場合にスカイラス(ボディリペア)を提供します。なお、ボディにはバンパー・ドアミラーは含みタイヤ、ホイール、ガラス、ライト等は含みません。(ただしフェンダー部分のミラー鏡は対象)

2. 本サービスの提供は対象自動車下記第4条の販売会社に入庫されることが条件となります。事故等により対象自動車が販売会社に入庫された場合、所定の「加入証兼サービス依頼書」の提示を条件に、修理金額が下表の補償限度額以下である場合にスカイラス(ボディリペア)を提供します。なお、修理金額*が下表の補償限度額を超える場合はスカイラス(ボディリペア)適用の対象外となります。また、スカイラス(ボディリペア)の提供を受ける場合には修理金額*に関わらず、加入者様には下表の自己負担額をご負担いただきます。

対象車種	サービス提供限度額	補償限度額	自己負担額
自普乗・自小乗	80,000円	100,000円	20,000円
自軽四乗	40,000円	50,000円	10,000円

※修理金額には工賃および部品代金の合計で消費税相当額を含みます。レッカー代等の付随する費用は含まれません。

3. スカイラス(ボディリペア)の提供は修理にて実施し、加入者様への金銭の交付はいたしません。

4. 虚偽の申請によるスカイラス(ボディリペア)の提供後に、本条第1項第1条【スカイラス(ボディリペア)のサービス提供条件】または第2条(スカイラス(ボディリペア)の対象期間)を満たさない事実が判明した場合はスカイラス(ボディリペア)提供に要した費用を請求させていただきます。

第4条【スカイラス(ボディリペア)を提供する販売会社】

スカイラス(ボディリペア)は、本サービス制度に参画したマツダ販売のみ提供します。スカイラス(ボディリペア)のご利用可否については、各マツダ販売にお問合せください。

第5条【スカイラス(ボディリペア)の提供回数】

スカイラス(ボディリペア)の提供は第2条【スカイラス(ボディリペア)の対象期間】に定める期間において、対象自動車の初度登録日(軽自動車の場合は初回届出日)の午前0時から1年後の応当日前日24時まで、および、その後の1年ごとに、第3条【スカイラス(ボディリペア)の種類および内容】第1項各号に定めるいずれかの損害に対し、1回かつ1事故での損傷個所に限ります。※修理箇所は任意に選択できません。

第6条【車両保険・第三者賠償との関係】

スカイラス(ボディリペア)の対象となる損害に対し車両保険を利用される場合、第三者賠償(含む賠償責任保険)の適用を受ける場合にはスカイラス(ボディリペア)の提供は行いません。

第7条【免責事項】

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、スカイラス(ボディリペア)の提供を受けることはできません。

- (1) 第4条【スカイラス(ボディリペア)を提供する販売会社】に定める販売会社以外で修理を実施した場合
- (2) 「加入証兼サービス依頼書」および必要書類の提出がない場合
- (3) 「加入証兼サービス依頼書」に所定事項の記載がない場合
- (4) 損害が発生した日から30日を経過した後に事故等の通知がなされた場合または対象自動車の修理のために入庫された場合
- (5) 直接であるか間接であるかを問わず、次の事由によって対象自動車が損傷した場合

- ① 加入者様または加入者様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意または重過失または法令違反
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。(ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。)
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 取扱書等に表示方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等)

2. 次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、スカイラス(ボディリペア)の提供を受けることはできません。

- (1) 法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転している間に生じた損傷(ただし、対象自動車につき正当な権利のない者が運転している場合を除きます。)
- (2) 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、摩滅、さび等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、摩滅、さび等)によって生じた損傷
- (3) 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない、対象自動車の電氣的または機械的損傷をいいます。)
- (4) 法令等により定着または装着が禁止されている物に起因して生じた損傷。

第8条【適用地域】

スカイラス(ボディリペア)の提供は日本国内においてのみ有効です。

第9条【スカイラス(ボディリペア)約款の改定】

本約款は加入者様に予告なくいつでも変更できるものとします。この場合、変更以降のスカイラス(ボディリペア)の提供内容、提供条件等は、変更後の約款が適用されるものとします。

第10条【個人情報の取扱】

第4条【スカイラス(ボディリペア)を提供する販売会社】に定めるマツダ販売ならびにサービス事務局である(株)マツダグループサービスは、対象自動車に係る情報の一部(氏名・登録番号等)を本サポートの提供可否判断を目的に、共同利用します。共同利用に関する管理責任者はマツダ株式会社となります。

本約款は2026年9月1日から有効となります。